

他の重要インフラ分野における 事故及び事故の兆候（インシデント） に関する報告制度

第7回事故報告・検証制度等TF
(令和3年5月25日)資料2

インシデント報告の性格(行政法学視点)	...	P 2
他の重要インフラ分野における事故等の 報告制度の概観	...	P 3
参考1. 鉄道分野	...	P 5
参考2. 航空分野	...	P21
参考3. 銀行分野	...	P27
参考4. 電気分野	...	P31

- インシデントとは、①事故とは異なり、被害(人的物的、社会的被害)がない事象であるが、②事故に繋がるおそれが高く(危険性の高い事象)、③分析・対策を検討することに社会的価値(事故予防効果)あるもの、と言えるのではないか？。
- 大きな被害がないため、④関係者が発生を認識(発見)しにくい点、⑤自発的改善・自発的安全向上に繋げるためのもの、と考えれば、罰則付き報告の制度になじむか、どうか？。
- インシデント報告は、その主眼は、集約・分析し、公表して、他の関係者に情報提供し、自発的改善・自発的安全向上を促すために、報告制度があると考えべき。
- 報告を求める法制度は、公平性原則や法的安定性から、客観的・外形的にその事象を確定できる具体性を定義する必要がある。
- 一方で、事故報告は、その主眼は、重大な被害や社会的影響から、関係者が事故を認識する社会的責務があり、その責務の遂行監視から、行政措置、指導に繋がる監督行政の視点で、報告義務を課すべきもの。
- インシデントの報告と、事故の報告は、その目的、情報の活用方法から、異質の性格を持っている側面があると言える。
- このような視点の総合から、航空インシデント報告、鉄道インシデント報告に罰則がついていないものと理解すべき。
- 運輸安全委員会の重大インシデント調査も、その調査結果に基づく報告書公表により、関係者の自発的改善・自発的安全向上に繋げるという趣旨に合致していると言える。

他の重要インフラ分野における事故等の報告制度の概観

4

	鉄道	航空	銀行	電気
関係法令	●鉄道事業法 ●鉄道事故等報告規則(省令)	●航空法 ●航空法施行規則(省令)	●銀行法 ●総合的な監督指針	●電気事業法 ●電気関係報告規則(省令)
事故報告	●速やかに、電話等で地方運輸局長に報告 ●発生から2週間以内に、報告書を提出 ●100万円以下の過料 ●報告対象は省令で個別に規定 ・列車衝突事故 ・列車脱線事故 ・列車火災事故 など	●国土交通大臣に報告 ●50万円以下の罰金 ●報告対象は省令で個別に規定 ・航空機の墜落・衝突・火災 ・航空機による人の死傷又は物件の損壊 など	●直ちに、金融庁に報告 ●発生から1ヶ月以内に、報告 (●法24条の報告には罰則あり) ●報告対象は、システム障害やサイバーセキュリティ事案の発生による次の障害等(原因の如何を問わず、現に使用中のシステム・機器に発生した障害) ・預金の払戻し、為替等の決済機能に遅延・停止等 ・資金繰り、財務状況把握等への影響 など	●発生を知った時から24時間以内可能な限り速やかに、電話等で経済産業大臣等に報告 ●発生を知った時から30日以内に報告書を提出 ●30万円以下の罰金 ●報告対象は省令で個別に規定 ・感電、電気工作物の破損や誤操作等により人が死傷した事故 ・電気火災事故 ・電気工作物の破損や誤操作等による他の物件の損傷等の事故 ・主要電気工作物の破損事故 ・発電設備に係る7日間以上の発電支障事故 ・供給支障事故であって支障時間が一定時間のもの ・電気工作物に係る社会的に影響を及ぼした事故 など
インシデント報告	●速やかに、電話等で地方運輸局長に報告 ●発生の翌日20日までに、報告書を提出 ●報告対象は省令で個別に規定 ・列車が停止信号を冒進し、本線における他の列車等の進路を支障した事態 ・鉄道線路、運転保安設備等に列車の運転の安全に支障を及ぼす故障、等が生じた事態 ・列車等から危険品、火薬類等が著しく漏えいした事態 など	●国土交通大臣に報告 ●報告対象は省令で個別に規定 ・航行中他の航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認めたとき ・航空機に装備されたシステムにおける航空機の航行安全に障害となる複数の故障 ・航空機内の気圧の異常な低下 ・緊急の措置を講ずる必要が生じた燃料の欠乏 など	●直ちに、金融庁に報告 ●発生から1ヶ月以内に、報告 ●報告対象は、システム障害やサイバーセキュリティ事案の発生による次の障害等(原因の如何を問わず、現に使用中のシステム・機器に発生した障害)のおそれ ・預金の払戻し、為替等の決済機能に遅延・停止等 ・資金繰り、財務状況把握等への影響 など ●障害発生ない場合でも、サイバー攻撃の予告・検知等により、顧客や業務に影響を及ぼす又はその可能性が高い時	

鉄道分野

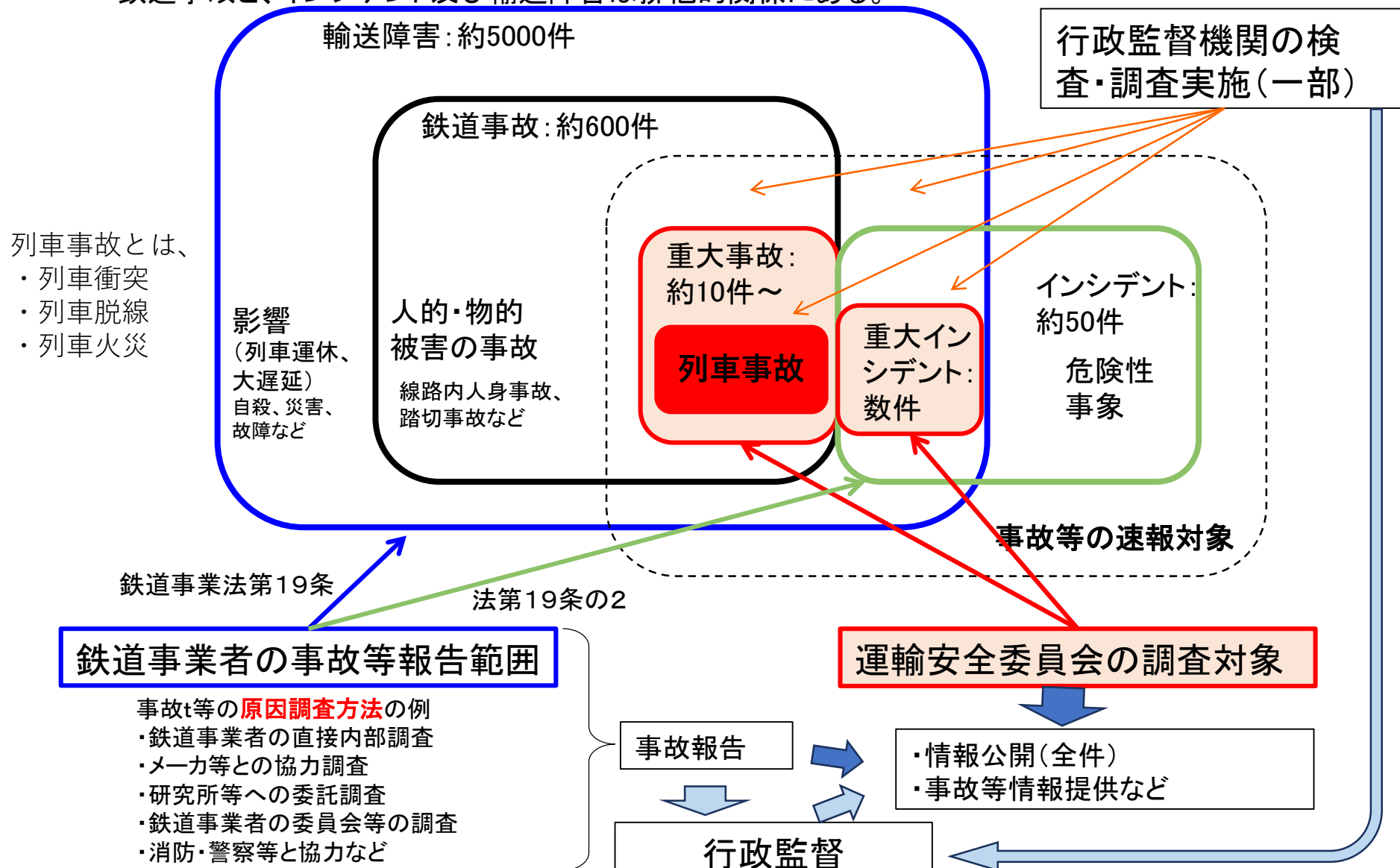
鉄道事業法上の原因報告義務

- 鉄道事業法第19条【事故報告】
- 鉄道事業者は、…(中略)…発生したときは、…(中略)…事故の種類、**原因その他の国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出**なければならない。(罰則あり)
- 鉄道事業法第19条の2【インシデント報告】
- 鉄道事業者は、…(中略)…**認めたときは、…(中略)…事態の種類、原因その他の国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出**なければならない。(罰則なし)
- 鉄道事業法では、鉄道事業者に事故原因の報告義務を課している。事故原因の報告のためには、**事故調査を事業者が主体的に行っている**と言える。
- **事故の原因調査は、再発防止を行う必要がある、鉄道事業者に課せられた、事業遂行上の基本的な責務**と言える。

鉄道事故及びインシデント(区分概念)

全体イメージ

鉄道事故と、インシデント及び輸送障害は排他的関係にある。



鉄道運転事故、インシデント、輸送障害

区別		該当の代表例	備考
事故	事故	人の死傷、大きな物損 ・踏切事故 ・ホームでの触車事故など ・線路内立入死傷事故	被害、事象 ・妨害行為的な区別はしない。
	重大事故	多数の死傷者の発生など。 多数の死傷者が生じる可能性の特定事象 (列車脱線、列車衝突、列車火災など)。	重大被害、重大事象 ・該当すれば、自然災害、妨害を全て含む。
インシデント	インシデント	重大事故に繋がる危険事象 (人的被害無し。事故該当を除外)	危険事象 (主に部内要因的)
	重大インシデント	重大事故に繋がる特に危険な特定事象 (人的被害無し。事故該当を除外)	特に危険な特定事象
輸送障害		列車の運休、一定以上の遅延の発生 (旅客30分、貨物1時間の遅延) (人的被害無し。事故該当を除外)	影響の事実 ・該当すれば、自然災害、妨害を全て含む。

※ 全てにおいて、部内要因、部外要因(自然災害、妨害など)の原因に関わらず、「被害」、「事象」、「影響」を客観的・外形的に判別して、対象を決めている。

※ そもそも、原因は、調査しなければ判然としないもの。

※ 事故調査においては、自然災害であっても、乗客人命尊重から、その被害軽減の事業者責務があると考えべき。

鉄道事業法（昭和61年法律第92号）（抄）

（事故等の報告）

第十九条 鉄道事業者は、列車の衝突若しくは火災その他の列車若しくは車両の運転中における事故、鉄道による輸送に障害を生じた事態、鉄道に係る電気事故又は鉄道に係る災害であつて国土交通省令で定めるものが発生したときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他の国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

第十九条の二 鉄道事業者は、前条に定めるもののほか、同条の国土交通省令で定める列車又は車両の運転中における事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態が発生したと認めたときは、遅滞なく、事態の種類、原因その他の国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第十九条（第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

[上記第十九条の二に関する罰則規定なし]

鉄道事故等報告規則（昭和62年運輸省令第8号）①

（趣旨）

第一条 鉄道事業法（以下「法」という。）第十九条（第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による鉄道の事故、事態及び災害並びに索道の事故並びに法第十九条の二（第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による鉄道及び索道の事態に関する報告については、この省令の定めるところによる。

（用語）

第二条 この省令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（定義）

第三条 この省令において「[鉄道運転事故](#)」とは、次の各号に掲げる事故をいい、その意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 列車衝突事故 列車が他の列車又は車両と衝突し、又は接触した事故をいう。

二 列車脱線事故 列車が脱線した事故をいう。

三 列車火災事故 列車に火災が生じた事故をいう。

四 踏切障害事故 踏切道において、列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故をいう。

五 道路障害事故 踏切道以外の道路において、列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故をいう。

六 鉄道人身障害事故 列車又は車両の運転により人の死傷を生じた事故（前各号の事故に伴うものを除く。）をいう。

七 鉄道物損事故 列車又は車両の運転により五百万円以上の物損を生じた事故（前各号の事故に伴うものを除く。）をいう。

鉄道事故等報告規則（昭和62年運輸省令第8号）②

（定義）

第三条 [略]

2 この省令において「[索道運転事故](#)」とは、次の各号に掲げる事故をいい、その意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 索条切断事故 索条が切れた事故をいう。
- 二 搬器落下事故 搬器が落下した事故をいう。
- 三 搬器衝突事故 搬器が他の搬器又は工作物と衝突し、又は接触した事故をいう。
- 四 搬器火災事故 搬器に火災が生じた事故をいう。
- 五 索道人身障害事故 搬器の運転により人の死傷を生じた事故（前各号の事故に伴うものを除く。）をいう。

3 この省令において「[輸送障害](#)」とは、鉄道による輸送に障害を生じた事態であって、鉄道運転事故以外のものをいう。

4 この省令において「[電気事故](#)」とは、次の各号に掲げる事故をいい、その意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 感電死傷事故 感電により人の死傷を生じた事故をいう。
- 二 電気火災事故 漏電、短絡、せん絡その他の電氣的要因により建造物、車両その他の工作物、山林等に火災が生じた事故をいう。
- 三 感電外死傷事故 電気施設の欠陥、損傷、破壊等又は電気施設を操作することにより人の死傷を生じた事故（第一号の事故を除く。）をいう。
- 四 供給支障事故 受電電圧三千ボルト以上の電気施設の故障、損傷、破壊等により電気事業者に供給支障を生じさせた事故をいう。

5 この省令において「[災害](#)」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他大規模な事故により鉄道施設又は車両に生じた被害をいう。

鉄道事故等報告規則（昭和62年運輸省令第8号）③

（鉄道運転事故又は索道運転事故が発生するおそれがあると認められる事態）

第四条 法第十九条の二の国土交通省令で定める事態は、次に掲げる事態とする。

- 一 閉そくの取扱いを完了しないうちに、当該閉そく区間を運転する目的で列車が走行した事態
- 二 列車の進路に支障があるにもかかわらず、当該列車に進行を指示する信号が現示された事態又は列車に進行を指示する信号を現示中に当該列車の進路が支障された事態
- 三 列車が停止信号を冒進し、当該列車が本線における他の列車又は車両の進路を支障した事態
- 四 列車又は車両が停車場間の本線を逸走した事態
- 五 列車の運転を停止して行うべき工事又は保守の作業中に、列車が当該作業をしている区間を走行した事態
- 六 車両が脱線した事態であって次に掲げるもの
 - イ 本線において車両が脱線したもの
 - ロ 側線において車両が脱線し、本線を支障したもの
 - ハ 側線において車両が脱線したものであって、側線に特有の設備又は取扱い以外に原因があると認められるもの
- 七 鉄道線路、運転保安設備等に列車の運転の安全に支障を及ぼす故障、損傷、破壊等が生じた事態
- 八 車両の走行装置、ブレーキ装置、電気装置、連結装置、運転保安設備等に列車の運転の安全に支障を及ぼす故障、損傷、破壊等が生じた事態
- 九 列車又は車両から危険品、火薬類等が著しく漏えいした事態
- 十 前各号に掲げる事態に準ずる事態

鉄道事故等報告規則（昭和62年運輸省令第8号）④

（鉄道運転事故又は索道運転事故が発生するおそれがあると認められる事態）

第四条 〔略〕

2 法第三十八条において準用する法第十九条の二の国土交通省令で定める事態は、次に掲げる事態とする。

- 一 索条に重大な損傷が生じた事態
- 二 索条の張力が異常に増大又は低下した事態
- 三 索条が受索装置、滑車等から外れた事態
- 四 握索又は放索が不完全になった事態
- 五 支柱、制動装置、保安装置等に搬器の運転の安全に支障を及ぼす故障、損傷、破壊等が生じた事態
- 六 搬器の懸垂部若しくは走行部、握索装置又は接続装置に搬器の運転の安全に支障を及ぼす故障、損傷、破壊等が生じた事態
- 七 搬器が逆走した事態
- 八 前各号に掲げる事態に準ずる事態

鉄道事故等報告規則（昭和62年運輸省令第8号）⑤

（鉄道運転事故等の報告）

第五条 鉄道事業者は、列車衝突事故、列車脱線事故、列車火災事故その他次に掲げる鉄道運転事故が発生した場合には、速やかに、当該事故の発生の日時及び場所、当該事故の概要及び原因、応急処置、復旧対策、復旧予定日時等について電話又は口頭で地方運輸局長に速報し、かつ、第五号の鉄道運転事故を除き、発生の日から二週間以内に、当該事故の発生の日時及び場所、当該事故の概要及び原因、被害の状況並びに発生後の対応を記載した鉄道運転事故等報告書に当該事故の調査上必要と認める図面、書類等を添付して地方運輸局長に提出しなければならない。

- 一 乗客、乗務員等に死亡者を生じたもの
- 二 五人以上の死傷を生じたもの
- 三 踏切遮断機が設置されていない踏切道において発生したものであって、死亡者を生じたもの
- 四 鉄道係員の取扱い誤り又は車両若しくは鉄道施設の故障、損傷、破壊等に原因があるおそれがあると認められるもの
- 五 三時間以上本線における運転を支障すると認められるもの
- 六 特に異例と認められるもの

2 鉄道事業者は、次に掲げる輸送障害が発生した場合には、第一項の規定の例により、地方運輸局長に速報し、かつ、第二号の輸送障害にあつては、発生の日から二週間以内に、当該輸送障害の発生の日時及び場所、当該輸送障害の概要及び原因、被害の状況並びに発生後の対応を記載した鉄道運転事故等報告書を同項の規定の例により、地方運輸局長に提出しなければならない。

- 一 三時間以上本線における運転を支障すると認められるもの
- 二 特に異例と認められるもの

鉄道事故等報告規則（昭和62年運輸省令第8号）⑤

（鉄道運転事故等の報告）

第五条 〔略〕

- 3 鉄道事業者は、前条第一項に規定する事態が発生した場合には、第一項の規定の例により、地方運輸局長に速報しなければならない。
- 4 鉄道事業者は、鉄道運転事故、輸送障害（列車の運転を休止したもの（告示で定めるものを除く。）又は旅客列車にあっては三十分以上、旅客列車以外の列車にあっては一時間以上の遅延を生じたものに限る。）又は前条第一項に規定する事態が発生した場合には、発生の翌月二十日までに、発生した月の当該事故等の発生の日時及び場所、当該事故等の概要及び原因、被害の状況並びに発生後の対応をとりまとめて記載した鉄道運転事故等届出書を地方運輸局長に提出しなければならない。
- 5 鉄道事業者は、前各項の規定により報告をした事項に変更があった場合には、遅滞なく、その旨を地方運輸局長に報告しなければならない。

鉄道事故等報告規則（昭和62年運輸省令第8号）⑥

（索道運転事故等の報告）

第六条 索道事業者は、索条切断事故、搬器落下事故、搬器衝突事故、搬器火災事故その他次に掲げる索道人身障害事故が発生した場合には、前条第一項の規定の例により、地方運輸局長に速報し、かつ、発生の日から二週間以内に、当該事故の発生の日時及び場所、当該事故の概要及び原因、被害の状況並びに発生後の対応を記載した索道運転事故報告書を同項の規定の例により、地方運輸局長に提出しなければならない。

一 乗客、乗務員等に死亡者を生じたもの

二 五人以上の死傷を生じたもの

三 索道係員の取扱い誤り又は索道施設の故障、損傷、破壊等に原因があるおそれがあると認められるもの

四 特に異例と認められるもの

2 索道事業者は、第四条第二項に規定する事態が発生した場合には、前条第一項の規定の例により、地方運輸局長に速報しなければならない。

3 索道事業者は、索道運転事故又は第四条第二項に規定する事態が発生した場合には、発生の日から二十日までに、発生した月の当該事故等の発生の日時及び場所、当該事故等の概要及び原因、被害の状況並びに発生後の対応をとりまとめて記載した索道運転事故等届出書を地方運輸局長に提出しなければならない。

4 前条第五項の規定は、前三項の規定により報告をした事項に変更があった場合に準用する。

鉄道事故等報告規則（昭和62年運輸省令第8号）⑦

（電気事故の報告）

第七条 鉄道事業者は、感電死傷事故、電気火災事故又は感電外死傷事故が発生した場合には、第五条第一項の規定の例により、地方運輸局長に速報し、かつ、発生の日から三十日以内に、当該事故の発生の日時及び場所、当該事故の概要及び原因、被害の状況並びに発生後の対応を記載した電気事故報告書を、同項の規定の例により、地方運輸局長に提出しなければならない。

2 鉄道事業者は、供給支障事故が発生した場合には、発生の日から三十日以内に、当該事故の発生の日時及び場所、当該事故の概要及び原因、被害の状況並びに発生後の対応を記載した電気事故報告書を地方運輸局長に提出しなければならない。

3 第五条第五項の規定は、前二項の規定により報告をした事項に変更があった場合に準用する。

4 前三項の規定は、索道事業者について準用する。

（災害の報告）

第八条 鉄道事業者は、災害が発生した場合には、第五条第一項の規定の例により、地方運輸局長に速報し、かつ、被害額が千万円以上である場合には、当該災害に対する応急処置が完了した後十日以内に、当該災害の発生の日時及び場所、当該災害の概要及び原因、被害の状況並びに発生後の対応を記載した災害報告書を同項の規定の例により、地方運輸局長に提出しなければならない。

（様式）

第九条 第五条第一項及び第二項の鉄道運転事故等報告書、同条第四項の鉄道運転事故等届出書、第六条第一項の索道運転事故報告書、同条第三項の索道運転事故等届出書、第七条第一項及び第二項の電気事故報告書並びに第八条の災害報告書の様式は、国土交通大臣が告示で定める。

運輸安全委員会設置法（昭和48年法律第113号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故等の原因並びに航空事故、鉄道事故及び船舶事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査を適確に行うとともに、これらの調査の結果に基づき国土交通大臣又は原因関係者に対し必要な施策又は措置の実施を求める運輸安全委員会を設置し、もつて航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故等の防止並びに航空事故、鉄道事故及び船舶事故が発生した場合における被害の軽減に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 [略]

3 この法律において「鉄道事故」とは、鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第十九条の列車又は車両の運転中における事故及び専用鉄道において発生した列車の衝突又は火災その他の列車又は車両の運転中における事故並びに軌道において発生した車両の衝突又は火災その他の車両の運転中における事故であつて、国土交通省令で定める重大な事故をいう。

4 この法律において「鉄道事故等」とは、次に掲げるものをいう。

一 鉄道事故

二 鉄道事故の兆候(鉄道事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態をいう。)いう。

運輸安全委員会設置法施行規則（平成13年国土交通省令第124号）（抄）

（法第二条第三項の国土交通省令で定める重大な事故）

第二条 法第二条第三項の国土交通省令で定める重大な事故は、次に掲げる事故とする。

- 一 鉄道事故等報告規則（昭和六十二年運輸省令第八号。以下「規則」という。）第三条第一項第一号から第三号までに掲げる事故（同項第二号に掲げる事故にあつては、作業中の除雪車に係るものを除く。）
- 二 規則第三条第一項第四号から第六号までに掲げる事故であつて、次に掲げるもの
 - イ 乗客、乗務員等に死亡者を生じたもの
 - ロ 五人以上の死傷者を生じたもの（死亡者を生じたものに限る。）
 - ハ 踏切遮断機が設置されていない踏切道において発生したものであつて、死亡者を生じたもの
 - ニ 鉄道係員の取扱い誤り又は車両若しくは鉄道施設の故障、損傷、破壊等に原因があるおそれがあると認められるものであつて、死亡者を生じたもの
- 三 規則第三条第一項第二号及び第四号から第七号までに掲げる事故であつて、特に異例と認められるもの
- 四 専用鉄道において発生した規則第三条第一項第一号から第七号までに掲げる事故に準ずるものであつて、特に異例と認められるもの
- 五 軌道において発生した第一号から第三号までに掲げる事故に準ずるものとして運輸安全委員会が告示で定めるもの

運輸安全委員会設置法施行規則（平成13年国土交通省令第124号）（抄）

（法第二条第四項第二号の国土交通省令で定める事態）

第三条 法第二条第四項第二号の国土交通省令で定める事態は、次に掲げる事態とする。

- 一 規則第四条第一項第一号に掲げる事態であって、同号に規定する区間に他の列車又は車両が存在したもの
- 二 規則第四条第一項第二号に掲げる事態であって、同号に規定する進路に列車が進入したもの
- 三 規則第四条第一項第三号に掲げる事態であって、同号に規定する進路の区間を防護する信号機の防護区域に他の列車又は車両が進入したもの
- 四 規則第四条第一項第七号に掲げる事態であって、列車の衝突、脱線又は火災が発生する危険性が特に著しい故障、損傷、破壊等が生じたもの
- 五 規則第四条第一項第八号に掲げる事態であって、列車の衝突、脱線又は火災が発生する危険性が特に著しい故障、損傷、破壊等が生じたもの
- 六 規則第四条第一項第一号から第十号までに掲げる事態であって、特に異例と認められるもの
- 七 軌道において発生した前各号に掲げる事態に準ずるものとして運輸安全委員会が告示で定めるもの

航空分野

航空法（昭和27年法律第231号）（抄）

（報告の義務）

第七十六条 機長は、次に掲げる事故が発生した場合には、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣にその旨を報告しなければならない。ただし、機長が報告することができないときは、当該航空機の使用者が報告しなければならない。

一 航空機の墜落、衝突又は火災

二 航空機による人の死傷又は物件の損壊

三 航空機内にある者の死亡（国土交通省令で定めるものを除く。）又は行方不明

四 他の航空機との接触

五 その他国土交通省令で定める航空機に関する事故

第七十六条の二 機長は、航行中他の航空機との衝突又は接触のおそれがあつたと認めたときその他前条第一項各号に掲げる事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態が発生したと認めたときは、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣にその旨を報告しなければならない。

（機長等の職務に関する罪）

第一百五十三条 機長が次の各号の一に該当するときは、五十万円以下の罰金に処する。

二 第七十六条第一項から第三項までの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

[上記第七十六条の二に関する罰則規定なし]

航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）（抄）

（事故に関する報告）

第百六十五条 法第七十六条第一項の規定により、機長又は使用者は、左に掲げる事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

- 一 機長又は当該航空機の使用者の氏名若しくは名称
- 二 事故の発生した日時及び場所
- 三 航空機の国籍、登録記号、型式及び航空機の無線局の呼出符号
- 四 航空機の事故の概要
- 五 人の死傷又は物件の損壊概要
- 六 死亡者又は行方不明者のある場合には、その者の氏名その他参考となる事項

第百六十五条の二 法第七十六条第一項第三号の国土交通省令で定める航空機内にある者の死亡は、次のとおりとする。

- 一 自然死
- 二 自己又は他人の加害行為に起因する死亡
- 三 航空機乗組員、客室乗務員又は旅客が通常立ち入らない区域に隠れていた者の死亡

第百六十五条の三 法第七十六条第一項第五号の国土交通省令で定める航空機に関する事故は、航行中の航空機が損傷（発動機、発動機覆い、発動機補機、プロペラ、翼端、アンテナ、タイヤ、ブレーキ又はフェアリングのみの損傷を除く。）を受けた事態（当該航空機の修理が第五条の六の表に掲げる作業の区分のうちの大修理に該当しない場合を除く。）とする。

航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）（抄）

（事故が発生するおそれがあると認められる事態の報告）

第百六十六条の四 法第七十六条の二の国土交通省令で定める事態は、次に掲げる事態とする。

- 一 閉鎖中の又は他の航空機が使用中の滑走路からの離陸又はその中止
- 二 閉鎖中の又は他の航空機が使用中の滑走路への着陸又はその試み
- 三 オーバーラン、アンダーシュート及び滑走路からの逸脱（航空機が自ら地上走行できなくなった場合に限る。）
- 四 非常脱出スライドを使用して非常脱出を行つた事態
- 五 飛行中において地表面又は水面への衝突又は接触を回避するため航空機乗組員が緊急の操作を行つた事態
- 六 発動機の破損（破片が当該発動機のケースを貫通した場合に限る。）
- 七 飛行中における発動機（多発機の場合は、二以上の発動機）の継続的な停止又は出力若しくは推力の損失（動力滑空機の発動機を意図して停止した場合を除く。）
- 八 航空機のプロペラ、回転翼、脚、方向舵だ、昇降舵だ、補助翼又はフラップが損傷し、当該航空機の航行が継続できなくなった事態
- 九 航空機に装備された一又は二以上のシステムにおける航空機の航行の安全に障害となる複数の故障
- 十 航空機内における火災又は煙の発生及び発動機防火区域内における火災の発生
- 十一 航空機内の気圧の異常な低下
- 十二 緊急の措置を講ずる必要が生じた燃料の欠乏
- 十三 気流の擾じよう乱その他の異常な気象状態との遭遇、航空機に装備された装置の故障又は対気速度限界、制限荷重倍数限界若しくは運用高度限界を超えた飛行により航空機の操縦に障害が発生した事態
- 十四 航空機乗組員が負傷又は疾病により運航中に正常に業務を行うことができなかつた事態
- 十五 物件を機体の外に装着し、つり下げ、又は曳航している航空機から、当該物件が意図せず落下し、又は緊急の操作として投下された事態
- 十六 航空機から脱落した部品が人と衝突した事態
- 十七 前各号に掲げる事態に準ずる事態

運輸安全委員会設置法（昭和48年法律第113号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故等の原因並びに航空事故、鉄道事故及び船舶事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査を適確に行うとともに、これらの調査の結果に基づき国土交通大臣又は原因関係者に対し必要な施策又は措置の実施を求める運輸安全委員会を設置し、もつて航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故等の防止並びに航空事故、鉄道事故及び船舶事故が発生した場合における被害の軽減に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「航空事故」とは、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七十六条第一項各号に掲げる事故をいう。

2 この法律において「航空事故等」とは、次に掲げるものをいう。

一 航空事故

二 航空事故の兆候（航空事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態をいう。）

運輸安全委員会設置法施行規則（平成13年国土交通省令第124号）（抄）

（法第二条第二項第二号の国土交通省令で定める事態）

第一条 運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号。以下「法」という。）第二条第二項第二号の国土交通省令で定める事態は、次に掲げる事態とする。

一 機長が航行中他の航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認めた事態その他航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百六十六条の四各号に掲げる事態（同条第七号、第十号及び第十一号に掲げる事態にあっては、航行中の航空機について発生したものに限る。）

二 次に掲げる事態（イ又はロに掲げる事態にあっては、航行中以外の航空機について発生したものに限る。）

であって、特に異例と認められるもの

イ 航空法施行規則第百六十六条の四第七号、第十号及び第十一号に掲げる事態

ロ 航空機が損傷（発動機、発動機覆い、発動機補機、プロペラ、翼端、アンテナ、タイヤ、ブレーキ又はフェアリングのみの損傷を除く。）を受けた事態（当該航空機の修理が航空法施行規則第五条の六の表に掲げる作業区分のうちの大修理に該当しない場合を除く。）

ハ 航空機のプロペラ、回転翼、脚、方向舵、昇降舵、補助翼又はフラップが損傷し、当該航空機の航行の開始に支障を生じた事態

ニ イからハまでに掲げる事態に準ずる事態

銀行分野

<https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/city/index.html>

III 主要行等監督上の評価項目

III-3-7 業務の適切性等

III-3-7 システムリスク

III-3-7-1 システムリスク

III-3-7-1-3 監督手法・対応

(1) 障害発生時

① 一般的な対応

- イ. コンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案の発生を認識次第、直ちに、その事実を当局宛てに報告を求めるとともに、「障害等発生報告書」(様式・参考資料編 様式4-45)にて当局宛て報告をを求めるものとする。また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めることとする。ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも、1か月以内に現状についての報告を行うこととする。

(注) 報告すべきシステム障害等

その原因の如何を問わず、銀行等が現に使用しているシステム・機器(ハードウェア、ソフトウェア共)に発生した障害であって、

- a. 預金の払戻し、為替等の決済機能に遅延、停止等が生じているもの又はそのおそれがあるもの
- b. 資金繰り、財務状況把握等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの
- c. その他業務上、上記に類すると考えられるものをいう。

ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても、他のシステム・機器が速やかに交替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合(例えば、一部のATMが停止した場合であっても他の同一店舗若しくは近隣店舗ATMや窓口において対応が可能な場合。)を除く。

なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、顧客や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められる時は、報告を要するものとする。

- ロ. 必要に応じて法第24条に基づき追加の報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出するものとする。

② 緊急対応 (略)

(2)～(4) (略)

コンピュータシステムに障害等が発生した場合
様式 4-45

金融庁長官 ○○○○ 殿

金融機関名
代 表 者

担当者情報

所属
氏名
電話番号
E-mail

主要行等向けの総合的な監督指針 (様式・参考資料編)

https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/city_b01.pdf

今般、以下のように障害等が発生したので、(文書番号)に基づき報告します。

障 害 発 生 等 報 告 書

(第 報) (連絡日時: 年 月 日 時 分)

項 目		内 容
障害の発生 日時・場所	発生日時	年 月 日 時 分頃
	発生場所	
障害の発生した サービス	サービスの概要	
	サービスへの影響	
障害原因	障害分類	
	原因内容等	☐ 未確認 ☐ 確認済 内容 ()
対象システム	システム名称	
	システムの概要	
被害状況等	復旧見込	☐ 復旧済み (日 時頃) ☐ 復旧見込み (日 時頃) ☐ 不 明
	被害状況	
	復旧までの影響	
他の事業者等への影響等		
対処状況	復旧までの対応	
	対外説明	
	その他の連絡先等	
事後改善策		

銀行法（昭和56年法律第59号）（抄）

（報告又は資料の提出）

第二十四条 内閣総理大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、銀行（当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者を含む。）に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該銀行の子法人等（子会社その他銀行がその経営を支配している法人として内閣府令で定めるものをいう。次項、次条第二項及び第五項並びに第四十七条第二項において同じ。）又は当該銀行から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含み、前項の銀行代理業者を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）に対し、当該銀行の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 銀行の子法人等又は当該銀行から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

二 第二十四条第一項〔略〕、第二十四条第二項〔略〕の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

電気分野

電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）

電気事業法(昭和39年法律第170号)第106条の規定に基づき、電気関係報告規則を次のように制定する。

(事故報告)

第三条 **電気事業者**(法第三十八条第四項各号に掲げる事業を営む者に限る。以下この条において同じ。)

又は自家用電気工作物を設置する者**は、電気事業者にあつては電気事業の用に供する電気工作物**(原子力発電工作物を除く。以下この項において同じ。)**に関して**、自家用電気工作物を設置する者にあつては自家用電気工作物(鉄道営業法(明治三十三年法律第六十五号)、軌道法(大正十年法律第七十六号)又は鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)が適用され又は準用される自家用電気工作物であつて、発電所、変電所又は送電線路(電気鉄道の専用敷地内に設置されるものを除く。)に属するもの(変電所の直流き電側設備又は交流き電側設備を除く。)以外のもの及び原子力発電工作物を除く。以下この項において同じ。)**に関して、次の表の事故の欄に掲げる事故が発生したときは、それぞれ同表の報告先の欄に掲げる者に報告しなければならない。**この場合において、二以上の号に該当する事故であつて報告先の欄に掲げる者が異なる事故は、経済産業大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、**事故の発生を知つた時から二十四時間以内可能な限り速やかに事故の発生の日時及び場所、事故が発生した電気工作物並びに事故の概要について、電話等の方法により行うとともに、事故の発生を知つた日から起算して三十日以内に様式第十三の報告書を提出して行わなければならない。**ただし、**前項の表第四号ハに掲げるもの又は同表第七号から第十二号に掲げるもののうち当該事故の原因が自然現象であるものについては、同様式の報告書の提出を要しない。**

事故	報告先	
	電気事業者	自家用電気工作物を設置する者
一 感電又は電気工作物の破損若しくは電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより <u>人が死傷した事故(死亡又は病院若しくは診療所に入院した場合に限る。)</u> 二 <u>電気火災事故</u> (工作物にあつては、その半焼以上の場合に限る。) 三 電気工作物の破損又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより、 <u>他の物件に損傷を与え、又はその機能の全部又は一部を損なわせた事故</u>	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
四 次に掲げるものに属する <u>主要電気工作物の破損事故</u> イ 出力九十万キロワット未満の水力発電所 ロ 火力発電所(汽力、ガスタービン(出力千キロワット以上のものに限る。)、内燃力(出力一万キロワット以上のものに限る。)、これら以外を原動力とするもの又は二以上の原動力を組み合わせたものを原動力とするものをいう。以下同じ。))における発電設備(発電機及びその発電機と一体となつて発電の用に供される原動力設備並びに電気設備の総合体をいう。以下同じ。)(ハに掲げるものを除く。) ハ 火力発電所における汽力又は汽力を含む二以上の原動力を組み合わせたものを原動力とする発電設備であつて、出力千キロワット未満のもの(ボイラーに係るものを除く。) ニ 出力五百キロワット以上の燃料電池発電所 ホ 出力五十キロワット以上の太陽電池発電所 ヘ 出力二十キロワット以上の風力発電所 ト 電圧十七万ボルト以上(構内以外の場所から伝送される電気を変成するために設置する変圧器その他の電気工作物の総合体であつて、構内以外の場所に伝送するためのもの以外のものにあつては十万ボルト以上)三十万ボルト未満の変電所(容量三十万キロボルトアンペア以上若しくは出力三十万キロワット以上の周波数変換機器又は出力十万キロワット以上の整流機器を設置するものを除く。) チ 電圧十七万ボルト以上三十万ボルト未満の送電線路(直流のものを除く。) リ 電圧一万ボルト以上の需要設備(自家用電気工作物を設置する者に限る。)	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
五 次に掲げるものに属する <u>主要電気工作物の破損事故</u> (第一号、第三号及び第八号から第十号までに掲げるものを除く。) イ 出力九十万キロワット以上の水力発電所 ロ 電圧三十万ボルト以上の変電所又は容量三十万キロボルトアンペア以上若しくは出力三十万キロワット以上の周波数変換機器若しくは出力十万キロワット以上の整流機器を設置する変電所 ハ 電圧三十万ボルト(直流にあつては電圧十七万ボルト)以上の送電線路	経済産業大臣	経済産業大臣

事故	報告先	
	電気事業者	自家用電気工作物を設置する者
六 水力発電所、火力発電所、燃料電池発電所、太陽電池発電所又は風力発電所に属する出力十 万キロワット以上の <u>発電設備に係る七日間以上の発電支障事故</u>	電気工作物の設置の場 所を管轄する産業保安 監督部長	電気工作物の設置の場 所を管轄する産業保安 監督部長
七 供給支障電力が七千キロワット以上七万キロワット未満の <u>供給支障事故であつて、その支障時 間が一時間以上のもの</u> 、又は供給支障電力が七万キロワット以上十万キロワット未満の <u>供給支障事 故であつて、その支障時間が十分以上のもの</u> （第九号及び第十一号に掲げるものを除く。）	電気工作物の設置の場 所を管轄する産業保安 監督部長	
八 供給支障電力が十万キロワット以上の <u>供給支障事故であつて、その支障時間が十分以上のもの</u> （第十号及び第十一号に掲げるものを除く。）	経済産業大臣	
九 電気工作物の破損又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより <u>他の電 気事業者に供給支障電力が七千キロワット以上七万キロワット未満の供給支障を発生させた事故</u> で あつて、 <u>その支障時間が一時間以上のもの</u> 、又は供給支障電力が七万キロワット以上十万キロワッ ト未満の <u>供給支障を発生させた事故であつて、その支障時間が十分以上のもの</u>	電気工作物の設置の場 所を管轄する産業保安 監督部長	
十 電気工作物の破損又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより <u>他の電 気事業者に供給支障電力が十万キロワット以上の供給支障を発生させた事故</u> であつて、 <u>その支障時 間が十分以上のもの</u>	経済産業大臣	
十一 一般送配電事業者の一般送配電事業の用に供する電気工作物又は特定送配電事業者の特 定送配電事業の用に供する電気工作物と電氣的に接続されている電圧三千ボルト以上の自家用電 気工作物の破損又は自家用電気工作物の誤操作若しくは自家用電気工作物を操作しないことにより 一般送配電事業者又は特定送配電事業者に供給支障を発生させた事故		電気工作物の設置の場 所を管轄する産業保安 監督部長
十二 ダムによつて貯留された流水が当該ダムの洪水吐きから異常に放流された事故	電気工作物の設置の場 所を管轄する産業保安 監督部長	電気工作物の設置の場 所を管轄する産業保安 監督部長
十三 第一号から前号までの事故以外の事故であつて、 <u>電気工作物に係る社会的に影響を及ぼした 事故</u>	電気工作物の設置の場 所を管轄する産業保安 監督部長	電気工作物の設置の場 所を管轄する産業保安 監督部長

電気事業法（昭和39年法律第170）

（報告の徴収）

- 第百六条 主務大臣は、第三十九条、第四十条、第四十七条、第四十九条及び第五十条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、原子力を原動力とする発電用の電気工作物（以下「原子力発電工作物」という。）を設置する者に対し、その原子力発電工作物の保安に係る業務の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。
- 2 主務大臣は、前項の規定によるもののほか、同項の規定により原子力発電工作物を設置する者に対し報告又は資料の提出をさせた場合において、原子力発電工作物の保安を確保するため特に必要があると認めるときは、第三十九条、第四十条、第四十七条、第四十九条及び第五十条の規定の施行に必要な限度において、当該原子力発電工作物の保守点検を行つた事業者に対し、必要な事項の報告又は資料の提出をさせることができる。
- 3 経済産業大臣は、第一項の規定によるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者又は発電事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。
- 4 経済産業大臣は、第二十二條の三から第二十三條の三まで又は第二十七條の十一の三から第二十七條の十一の六までの規定の施行に必要な限度において、第二十二條の三第一項に規定する特定関係事業者（小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者を除く。次項及び次条第三項において「一般送配電事業者の特定関係事業者」という。）又は第二十七條の十一の三第一項に規定する特定関係事業者（小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者を除く。次項及び次条第三項において「送電事業者の特定関係事業者」という。）に対し、必要な事項の報告又は資料の提出をさせることができる。
- 5 経済産業大臣は、第三項の規定により一般送配電事業者又は送電事業者に対し報告又は資料の提出をさせた場合において、電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するため特に必要があると認めるときは、第二十三條第二項又は第二十七條の十一の四第二項の規定の施行に必要な限度において、当該一般送配電事業者の特定関係事業者等（一般送配電事業者の特定関係事業者を除く。）又は送電事業者の特定関係事業者等（送電事業者の特定関係事業者を除く。）に対し、必要な事項の報告又は資料の提出をさせることができる。
- 6 経済産業大臣は、第一項の規定によるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、自家用電気工作物を設置する者、自家用電気工作物の保守点検を行つた事業者又は登録調査機関に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。
- 7 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、一般用電気工作物（小出力発電設備に限る。）の所有者又は占有者に対し、必要な事項の報告又は資料の提出をさせることができる。
- 8 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、推進機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。
- 9 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録安全管理審査機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。
- 10 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定試験機関又は卸電力取引所に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

（報告の徴収）

第一百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。。

一～十一 [略]

十二 第一百二条又は第百六条第二項から第七項まで若しくは第九項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者